

令和3年度 第1回船橋市いじめ問題調査委員会会議録

1 開催日時

令和3年9月6日（月曜日）午後7時00分～午後8時30分

2 開催場所

市役所本庁舎7階 705会議室

3 出席者

(1) 委員

上田委員、加藤委員、松田委員、松本委員、山本委員

(2) 事務局

掛村指導課長、内野指導主事、足立指導主事、磯部指導主事

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 船橋市いじめ問題調査委員会について【公開】

(2) 船橋市におけるいじめ問題の現状と取組状況等について【公開】

(3) 審議・協議事項【非公開】

審議・協議事項については、船橋市情報公開条例第7条第2号の不開示情報を審議することから、同条例第26条第2号に該当するため非公開。

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く）

なし

7 協議事項等（報告事項含む）

- ・山本委員を委員長、加藤委員を副委員長に選任。
- ・船橋市いじめ問題調査委員会について、資料に沿って、設置経緯、目的、委員、所掌事務等について事務局から説明。
- ・船橋市におけるいじめ問題の状況と取組について、資料に沿って、船橋市立小中学校のいじめの認知件数、態様、相談状況、対応状況等について事務局から報告、報告内容について協議。

8 議事

開会

（事務局 内野）

定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第1回船橋市いじめ問題調査委員会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、委員の皆様にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます教育委員会指導課の内野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、船橋市教育委員会学校教育部指導課長 掛村利弘よりご挨拶申し上げます。

指導課長挨拶

(掛村指導課長)

船橋市教育委員会指導課長の掛村と申します。本日はよろしくお願いいたします。本来であれば、学校教育部長がご挨拶申し上げますところですが、本日は所用のため代わりに私がお挨拶をさせていただきますと思います。

緊急事態宣言の発令中でもあり、委員の皆様方の職場等におかれましても、感染防止対策に大変ご苦労されていることと存じます。このような厳しい状況の中で、この度はいじめ問題調査委員会の委員をお引き受けいただき心よりお礼を申し上げます。

本調査委員会は、船橋市いじめ問題対策連絡協議会との連携のもとに船橋市いじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえ、教育委員会の附属機関として本年度設置されました。連絡協議会につきましては、6月に第1回の会議を行い、本市におけるいじめ問題の状況等、取組の報告や各機関、団体におけるいじめ防止に係る取組等の情報共有、今後の連携について協議を行ったところでございます。

船橋市のいじめ問題の状況に関しましては、この後、議事の中で詳しくご説明させていただきますが、いじめの認知件数については年々増加しております。また、いじめの対応については、いわゆるネットいじめも増えてきている現状でございます。そのことにより新たな対応に迫られるものも増えてきております。

本日は船橋市のいじめ問題の状況から、いじめ防止のための方策等について協議をし、子供たちをいじめから守るための取組に繋げていければと思います。皆様方におかれましては、限られた時間ではありますが、ご忌憚のないご意見等を賜りますようよろしくお願いいたします。

(事務局 内野)

続きまして、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。名簿順に上田委員よりお願いいたします。

委員紹介

(上田委員)

上田と申します。普段は木更津にあります「ゆうわ心の相談室」というところで、相談活動をしております。千葉県公認心理師協会の監事として参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

(加藤委員)

加藤と申します。よろしくお願いいたします。船橋人権擁護委員協議会でございます。会長を拝命しておりますので、こちらの方に来させていただいております。

いじめということで、人権擁護委員協議会としましても学校に伺って人権教室をしたり、人権講演をしたりしているのですが、夏休み明けは、学校に入れない状況（緊急事態宣言中により）になりまして、学校と連絡を取り合いながら、今後どのようにしていくか考えているところでございます。お役に立てばと思いますので、よろしくお願いいたします。

(松田委員)

松田素行といいます。どうぞよろしくお願いいいたします。神奈川県にあります文教大学というところで、健康栄養学部にも所属しております。健康栄養学部は、管理栄養士を養成する学部ですが、教員免許状の取得が可能で、栄養教諭の養成を担当しております。専門は生徒指導です。どうぞよろしくお願いいいたします。

(松本委員)

きたなら駅上ほっとクリニックの院長の松本と申します。私は、精神科医になりますが、北習志野駅の上のクリニックで、メンタルクリニックとしての外来と在宅の訪問診療を行っております。ご高齢の方に対する訪問診療というのは、今、活発ですけど、それに加えて引きこもりの方など精神的に問題があって出られないというような方の訪問診療をこの3年ぐらい行っているところです。

医師会の方からお声がけいただいて、ぜひ協力させていただけないかと思って参りました。豊富高校の産業医と県立・私立の特別支援学校の小中高の精神科の学校医もやっております。よろしくお願いいいたします。

(山本委員)

弁護士の山本宏子と申します。地元、千葉県弁護士会京葉支部所属の弁護士で船橋総合法律事務所というところに所属しております。昨年、いじめ調査委員会の委員をさせていただきました上田先生とご一緒にさせていただきました。この辺りでは、子供の権利の事件や少年非行、DV関係の相談窓口を長年やっております。よろしくお願いいいたします。

(事務局 内野)

どうもありがとうございました。続きまして資料の確認をさせていただきます。本日、配付させていただいた資料といたしまして、資料①、資料⑤、参考資料の3点でございます。そして、事前に皆様方にご送付させていただきました資料です。紙ファイルの中に会議次第及び資料②から⑤が綴じ込まれており、各資料はそれぞれの最初のページの右上に資料番号が記載されています。ご確認をお願い致します。本日、皆様にご持参をお願いしておりますが、資料はございますか。

なお、資料⑤については、確定値が出ましたので紙ファイル内の速報値のものと、差しかえの方お願いできればと思います。速報値のものについては事務局職員にお渡しいただければと思います。

資料⑥につきましては、非公開で行う審議協議事項に関するものですので、後ほどお配りいたします。

会長、副会長の選任

(事務局 内野)

それでは続きまして、委員長および副委員長の選出をいたします。委員長が選出されるまでの間、引き続き事務局で進行を務めさせていただきます。委員長の選出は船橋市いじめ問題対策連絡協議会及び船橋市いじめ問題調査委員会条例第13条の規定により、委員の互選となっております。皆様からどなたかご推薦者はございますか。

(松田委員)

名簿を見させていただきました。私から、提案させていただきます。いじめは今、非常に公正な判断ということが求められるようになってきているのではないかと思います。そこで、弁護士というお立場で法的な面からいじめ問題にアプローチしていただけるということ、それに加えて名簿を見させていただきましたら、船橋市教育委員会のいじめ調査委員会の委員としてもこれまでご尽力

されているということで、山本委員を委員長に推薦いたします。

(事務局 内野)

ありがとうございます。ただいま山本委員というご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。ご異議がないものと認めまして、山本委員に、委員長の方をお願いしたいと思います。

それでは委員長に選出されました山本委員長は委員長席の方へご移動をお願いいたします。早速で申し訳ございませんが、委員長就任のご挨拶の方をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします

(山本委員長)

ご指名いただきました山本です。よろしくお願いいたします。委員の先生方それぞれのご専門があると思いますので、忌憚なく発言ができるように工夫をしていこうと思いますが、なにせうまくいくかどうかわかりませんので、ぜひご尽力をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは改めて議事の進行をさせていただきたいと思っております。次は副委員長の選出でございますが、副委員長につきましても委員の互選となっております。どなたかご推薦がありますでしょうか。もしよろしければ私の方からご提案がありますがよろしいでしょうか。それでは副委員長には学校におけるいじめ問題を含む人権問題に精通されていて、人権教室を行ういじめ防止人権啓発活動などに尽力をされている船橋人権擁護委員協議会会長の加藤委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ご異議がないものとして、加藤先生に副委員長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(加藤副委員長)

よろしくお願いいたします。

会議公開に関する事項について

(山本委員長)

次に、会議の公開についての話です。議事に入る前に、会議の公開に関する事項について説明をさせていただきます。

本日の会議の公開非公開および傍聴者の定員については事務局で扱っていただいているところです。事務局よりご説明いただいた方がいいですか。

(事務局 磯部)

こちらで公開の審議について説明させていただきます。

本日の審議事項においては、議事の3番目の内容について、船橋市情報公開条例第26条第2号に規定されております不開示情報が含まれているため、3番目の議事については非公開と考えております。非公開の議事以外は、資料や会議の概要及び会議録について、船橋市のホームページにも掲載するということとなります。

また、傍聴人につきましては、会場に合わせて5名と定め、船橋市のホームページにおいて、本会議を開催することについて周知しており、傍聴者に配付する資料については非公開の内容を除き、委員の皆様と同じものを配付すると考えております。以上でございます。

(山本委員長)

次第の6番の議事の(1)(2)については原則公開ということでホームページなどでも公開される。委員の氏名なども公開されるということになります。(3)の審議事項については、個人情報等

センシティブな情報があるので、非公開にさせていただきますという内容で定めるということによるのでしょうか。

(事務局 内野)

はい。

(山本委員長)

傍聴人の数というのは会場の規模で今後変動あるのでしょうか。5名のままでずっといくということですか。

(事務局 内野)

はい、今後も5名です。

(松田委員)

一つ質問ですが、非公開の範囲を教えてください。例えば最後のまとめ等がある場合も、全て非公開になるということでしょうか。

(山本委員長)

どれについてのまとめかによりますかね。

(松田委員)

途中の経過は非公開でしょうけれども、どの段階が最終か現時点では不明ですが、最終的な段階で公開するとかの取り決めはないのでしょうか。それとも一切非公開にするということでしょうか。

(山本委員長)

個別の事案についての審議等は今日の委員会の内容ではないというように聞いておきまして、定例会としてこういったケースがありますというような会なのでしょうか。

(事務局 磯部)

定例会としまして、議事の(1)の説明、(2)の船橋市の状況ということを協議していただき、(3)の審議につきましては、個人情報等が含まれますので、概要について事務局から提示させていただくというように考えております。

(山本委員長)

個別の案件に関してということであれば、いろいろな個別の内容があつて、意見は公開ということになると思いますが、今日の委員会での審議協議事項というのは、個別の案件について委員会で審議になりますというような内容ということですか。それとも、何とか小学校とか何とか中学校でこういう事案があり、そのことについて別の委員会が開かれて、この事案は新規になります、ということについて、今日説明があるけれど、その部分は非公開にするという趣旨でよろしいですか。

(事務局 内野)

はい、そうです。今日説明を行うということですよ。

(山本委員長)

私も今日、個別の案件を一緒にやるのかと思っていたのですが、ちょっとイメージがなかったのですが、今日は船橋市全体のいじめについての対策などのご相談というのが主旨ですかね。

(事務局 磯部)

はい。そういったことになります。

(山本委員長)

では、審議事項の(3)にきましたところで、どこまでが公開でどこまでが非公開という話をご相談させていただいた方がいいかと思えます。なるべく行政はオープンの方がいいのですけれども、いじめ問題に関して言うと、当事者や保護者が出したくないという気持ちも強いので、1つずつご

相談しながらかと思えます。この点は気をつけながら進めたいと思えます。

では、原則公開ですけれども、(3)の個人情報とかセンシティブ情報があるものについては非公開という原則で、進めたいと思えます。では、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局 内野)

はい、傍聴者はありません。よろしくお願いいたします。

(山本委員長)

それでは議題1つ目から進めたいと思えます。

議題(1) 船橋市いじめ問題調査委員会について

(山本委員長)

船橋市いじめ問題調査委員会について、主旨及び経緯等について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局 磯部)

指導課の磯部と申します。よろしくお願いいたします。それではまず、本調査委員会についてご説明させていただきます。

船橋市において本年度より制定しました船橋市いじめ防止基本方針で、市が実施すべき施策として、本調査委員会の設置を掲げております。そこで、いじめ問題に関する条例を昨年度制定いたしまして、船橋市いじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うことを目的として、教育委員会の附属機関として、本年度よりこの船橋市いじめ問題調査委員会を設置いたしました。条例につきましては、資料②をご参照をお願いいたします。

本調査委員会は定例で年2回の開催を予定しており、その中で具体的ないじめ事案の事例検討や、いじめの防止等のための対策に関して審議を行います。また、いじめの重大事態が発生した場合で、学校の設置者である教育委員会が主体の調査組織となったときに、本調査委員会が調査審議にあたります。本調査委員会の委員は、教育・法律・医療・心理・福祉等についての専門知識及び経験を有する5名で構成されており、いじめの重大事態が発生し、教育委員会主体の組織で調査を行う場合にも、迅速、公正かつ専門的な調査を行うことができると考えております。

続きまして、運営要綱について確認させていただきます。資料③をご覧ください。主な内容については記載のとおりでございます。特に、本調査委員会の行う主な事務としましては、第2条にありますように、いじめの防止等のための対策の審議、いじめ問題に係る事例検討及び対応策の検討、いじめの重大事態に係る調査審議及び再発防止に資する対応策の審議でございます。会議につきましては、第5条にありますように、定例会は年2回の開催で、時期としては9月と2月で調整していきたいと考えております。いじめの重大事態に係る調査については、教育委員会主体の調査以外に、第7条の第2項にありますように学校主体の調査に対し、委員を派遣し、助言を行うこともございます。守秘義務については、第12条に規定されている通りですので、くれぐれも秘密の漏えいがないようお願いいたします。その他、調査委員会を運営していく中で、今後必要な事項が出てきましたら調査委員会で諮って定めていただけたらと思えます。私からの説明は以上になります。

(山本委員長)

今のところのご内容について、質問等はないでしょうか。連絡協議会よりは専門性を持つ委員で構成されていると思うのですが、個別の案件について、例えば派遣するという以外に何回も開くのは、どういうことを協議してほしいということなのでしょうか。

(事務局 磯部)

年2回の定例会につきましてですが、この後ご説明させていただきますが、本市において、学校にいじめ問題の状況と取組の調査をかけています。その調査が第1期、第2期、第3期となっており、調査結果をもとに船橋市の状況を委員の皆さまに見ていただき、今後の取組等について検討していきたいと考えており、9月と2月に開催することにしております。

(山本委員長)

何か質問ご意見はありますか。その数値とか状況等をご報告いただけるだけであれば、これだけのメンバーを年に2回集めてというところはちょっとと思っております。どこが弱いとか連携がどうだとか、具体的にこういうことがあって、こういう悩みがあるとかそこら辺をいただけないと、これだけのメンバーの先生に時間をいただくのは、なかなか申し訳ないところもあり、メンバーだけ集めてやるというのもなかなか大変だと思います。

ただ、船橋市だけでなく、どこでもいじめの案件はととも増えておりますので、できれば個別の事案の中からこういうところがあって、精神科の先生とか臨床心理士の先生とか、それぞれの専門のフィールドについて、よりこういうところをお聞きしたいとか、そこら辺のご提示ができるようであれば、していただくことが必要かなと思います。

多分データはまとめるだけで非常に大変だとは思いますが、個別の案件で悩んだり、うまくいかなかったりしたところをぜひご提示いただきたいなと思います。会議を何回かやったところで、会議の持ち方について、必要があればご相談させていただくように、あるいは個別に委員の先生に聞いた方が、専門的なこともおありだと思いますので、なるべく自主的により充実したものになればいいかなと思っております。

(加藤委員)

定例会2回というのと、要綱の第7条の調査等、この辺の関係といいますかね、イメージがちょっと湧かないのですけれども、どういうことでしょうか。

(事務局 磯部)

年2回の定例会につきましては、個別の事案等を提示しながらご助言いただくというような形にできるようにしていきたいと思っております。

第7条にあります調査につきましては、船橋市において、いじめの重大事態が発生した際に、具体的にどういった事案が発生し、どういった調査等を行っていくかといったことなどを確認し、調査等を行って、実際に調査結果を作っていくというような形です。第7条の調査等につきましては、いじめの重大事態が発生した際に、臨時的に発生する調査というようなことになっております。

(加藤委員)

わかりました。そうしますと、重大事案が発生した場合には定例会の2回に加えて、さらにその回数が増えていくということですかね。

(山本委員長)

重大事態が出てきて、委員を派遣するとか、新しく委員会をつくる場合に、必ずこちらのメンバーが一度は集まらないといけないという形なのではないでしょうか。そこはまだこれからですかね。重大事案は、結構、勃発的に発生して、なるべく早く、委員派遣しなくてはいけない時には、持ち回りで決めるとか、そういうことができた方がいいのかもしれないですね、いかがでしょうか。毎回集まって日付を決めて、それからなることがなかなか難しかったりするかもしれないですね。そこはご検討いただくということでもいいですか。

(事務局 内野)

はい。

(山本委員長)

あとは、学校の中で調査もして誰かを派遣するというのと、学校外でちゃんとした別の調査委員会をつくるというのはどういう違いがあるのか、ご説明できるのであれば、お願いしたいです。

(事務局 内野)

学校でいじめが実際起きているというところもあり、学校の先生が聞き取り調査等も当然するというところもあるので、基本的には学校が主体で、いじめの調査を行って調査報告書まで作成するというところだとは思いますが。ただ、学校が聞き取り等の調査を進めていくと、今度その事案が終わった後の、被害者・加害者のフォロー等の寄り添う立場を、本来であれば学校がやらなくてはならないところだと思うのですが、学校が調査の主体になることで、学校がフォローするのが難しいケースの場合には、学校外で第三者の皆様にお力をいただいて、調査をするという形もあるかと思っております。

(山本委員長)

今のご説明で何かご意見とか質問とかはありますか。なんとなくイメージは少し出ましたでしょうか。個別にいろいろあるでしょうけれど、学校だけでの判断にちょっとサポートするのは難しい要素がある場合は、別に調査をするというような感じですかね。また、学校の中で作るか別で作るかは、場合によっては先生方に専門のご意見を聞いてということもあるということでもよろしいでしょうか。結構割り振りが難しいですよ。

(松田委員)

資料③によりますと、第7条、いじめの重大事態に係る調査ということになっていきますので、その場合に、私たちが学校に聞き取りに行くことができるということになっていきますね。そういう解釈でよろしいですね。今のお話だと、学校が困っているような時にということも含まれてくると考えられるのですが、そうではないという理解でよろしいでしょうか。

(山本委員長)

重大事態が前提ということですかね。

(事務局 内野)

実際に第三者委員で皆様に調査をお願いするときには、当然聞き取り対象として学校の職員ですとかそういった方も、学校の対応についてきちっと聞き取って協議をしていただくということも考えられますので、学校に出向いていただいて、聞き取りをしていただくことも考えられるかと思えます。基本的には重大事態になった場合に、お力をいただくということになるかと思えます。

(松本委員)

この重大事態については、どうやって、どなたが決めるのですか。

(事務局 磯部)

重大事態につきましては、いじめ防止対策推進法で二つ要件が決まっております。一つは生命や心身に重大な被害があった場合、例えば飛び降りてしまったとか病気を発症してしまったとかの状況があった場合です。もう一つは不登校重大事態ということで、いじめが原因で相当の期間、基本的には年間30日以上欠席となる場合です。これらの場合、学校または教育委員会が、いじめの重大事態ということを知り、調査を行っていくというようなこととなります。

(松本委員)

学校から教育委員会へあげるというルートがもう決まっているのですかね。それで、これは重大事態ですとなると、それから我々のところにお声がかかるということですか。

(事務局 磯部)

はい、そうなります。

(松本委員)

不登校を含めたら実際はものすごくありそうですけど、あまりそんなに出てこないのですかね。

(山本委員長)

多分いじめによる不登校というようなくくりが入るのでしたかね。あるいはそういうふうに疑われるという事情があるってことなので、不登校全部がっていうわけではないってことです。不登校はそんなに多いんですかね。

(松本委員)

多いと思います。あちらこちらにいらっしゃると思いますので、いじめが係わっていないと言えるのかなってケースは多々あると思います。

(山本委員長)

例えば、発達障害がちょっとあるお子さんで、いじめがあるかどうかわからないのだけれど不登校みたいな話もありますか。

(松本委員)

ただただ、行けなくなっているのだろうと言える子もいますけれど、基本的には共同生活の場ですので、そこに行かなくなってしまうのは、ただその場が怖いとかいうこともあると思いますが、対人関係のトラブルということも含めると、かなり裾野は広がるのかなという気はします。よくよく聞いたらいじめがあるというのは、多々あるのではないかなという印象はあります。

(山本委員)

松本先生のお知恵を借りて、振り分け方とか対応の仕方とかいうのを少しずつ深めていくのになればいいですかね。どこでも難しいですよ。

(松本委員)

こういういじめの話を県や市でマスコミに出て、記者会見を行いましたというのが最近出ますよね。今までは、普通にニュースなどで聞いている立場だったので、今回は発信する側として、十分に調査をして、きちんと発表する必要があるものと自覚しております。

議題(2) 船橋市におけるいじめ問題の現状と取組状況等について

(事務局 磯部)

それでは続きまして、(2)の船橋市におけるいじめ問題の状況と取組についてご説明いたします。

はじめに、本市の状況についてご説明をいたします。資料につきましては、資料④をご覧くださいと思います。こちらは令和元年度の数値となっておりますが、令和2年度につきましては、昨年のコロナの影響もあり、例年の状況と大きく異なるため比較して状況を知っていただくため、令和元年度資料でご説明させていただけたらと思っております。

まず、「イ いじめの認知件数」についてですが、本市においても、こちらの表にあるとおり、年々増加の傾向がございます。このことにつきましては、各学校が積極的にいじめを認知し、その対応および解消に向けて取り組んでいることの表れであると考えております。なお、参考までに、令和2年度の認知件数ですが、小学校につきましては4,985件、中学校は746件、合計5,731件となっております。令和元年度よりは大幅に減少しており、コロナ禍の影響が考えられるのではないかと思っております。

「ウ いじめの現在の状況」についてですが、こちらには解消に向けて取組中の案件がございま

すが、この数値につきましては、いじめがおさまってからおおむね3ヶ月は経過観察の期間となっているため、学校から報告してもらう調査の段階ではまだ3ヶ月を経過していない事案があり、そういったものが取組中として計上されております。解消率ということで、小学校89.5%、中学校80.1%となっておりますが、解消していない案件につきましても、それぞれの学校で対応しております。

続いての「オ いじめの態様」についてです。小中学校とも上位の3項目は同じ項目となっておりますが、小中学校それぞれの特徴ということでは、小学校では金品を隠される等の割合が、中学校では、パソコンや携帯電話での誹謗中傷の割合がやや高くなっているかと思えます。指導課長の挨拶にもありましたが、携帯電話等のいわゆるネットいじめについては、中学校だけではなく、小学校においても年々件数が増加傾向にありまして、学校現場におきましては、一層の情報モラル教育の必要性が挙げられると思えます。

続いて2ページをご覧ください。「カ いじめ発見のきっかけ」についてですが、アンケート調査などの学校の取組により発見したというものが多くなっております。各学校で年間複数回アンケート調査を実施し、いじめの早期発見に取り組んでおります。

続いて「キ 相談状況」ですが、誰にも相談していない児童生徒が一定数いるといった実態から、どう相談したらいいのかという悩みを持っている児童生徒も多くいると思えますので、アンケート調査が重要であるとともに、相談方法を伝える「SOSの出し方教育」について、学校はもちろん家庭においても徹底していくことが重要ではないかと考えます。

3ページには、いじめの対応状況について(1)いじめる児童生徒、(2)いじめられた児童生徒への特別な対応について、それぞれの状況になっております。担任の通常の対応とは別の対応が、どのぐらい学校で行われているかのまとめとなっております。

続いて4ページとなります。小中学校全てで、こちらの表にある取組を日常から意識して行っているところがございます。調査をとおして、積極的な取組を行うように、各校に呼び掛けております。

続いて資料⑤をご覧ください。今年度第1期の「いじめ問題の現状と取組状況等に関する調査」の結果となります。

本調査は、いじめの掘り起こしと、またそのいじめ問題に係る取組を推進するために、平成22年から市の独自の取組として年2回実施してきました。この年2回というのは、先ほども少しご説明しましたが、夏休みまでの第1期、冬休みまでの第2期というふうに分けておりまして、学校の長期休業前に確認を行い、各学校から報告されたものを指導課で分析し、その後の学校の取組に反映できるようにということで行ってまいりました。

しかしながら、冬休み明けからの状況も把握し、より効果的な調査にするために、本年度より、年3回の実施に変更し、年間の状況をきめ細かく把握できるようにしました。

本日配付しました資料⑤については、集計値のみとなっておりますが、この後、分析結果をまとめ、今後の取組に反映できるよう各校に通知していく予定です。本日、委員の皆様からいただいたご意見等も併せてまとめていきたいと考えておりますので、お気づきの点等、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。続いて、資料にはございませんが、令和元年度の第1期の調査結果との比較を含めて、特徴的なところご説明させていただきます。令和2年度は調査期間が異なるため、令和元年度との比較となります。

「4 いじめの発見のきっかけ」につきましては、中学校においてアンケート調査による発見というのが大きく増えております。

「6 いじめの対応」につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、小学校におけるパソコンや携帯電話等の誹謗中傷が大きく増えています。いわゆるネットいじめ等につきましては、低年齢化が進んでいるといったことが学校からの報告においても顕著に出ているというように感じております。

「8 学校が行ったいじめ防止の取組」につきましては、小中学校とも、教職員対象の研修会を行っている学校が増えております。コロナ等の影響も含め、早い段階で教職員の研修を行い、いじめ防止への意欲を高めているというように思います。

「9 児童生徒が主体となって行った取組」につきましては、この第1期の期間においては、特に行っていないという学校が小中合わせて15校ありますが、年間の活動の中で、積極的に児童生徒が主体となった取組を行うように周知しております。

「10 いじめ防止対策委員会」につきましては、ほとんどの学校で月1回を目安に、定期的な開催が行われております。内容について、より意義のある会議になるように、調査結果を周知する際に、学校にお願いをしているところです。

以上となりますが、特に学校の取組については、各校でどの時期に実施するかといったことを年間計画に盛り込み、いじめの防止に効果的な取組を行っているところです。

私からの説明は以上となります。

(山本委員長)

丁寧なご説明ありがとうございました。資料④あるいは資料⑤についてご意見とかご質問ありませんか。

(松本委員)

非常に興味深いデータだと思って資料を拝見していましたが、具体的にはどのように運用しているのでしょうか。授業中か何かに、アンケートを生徒に配るのですか。どれだけ信憑性のあるものが取られているのか、すごい認知件数なので、これだけ皆さんが報告してくださっているというのは素晴らしいと思いますが、具体的な方法が知りたいです。

(事務局 磯部)

年間複数回のいじめアンケートという形で、学校で同一の時間帯にアンケートをとる時間を設けることが多いです。学校によってはアンケートを自宅に持ち帰って、書いたものを持ってくるという方法を取るところもあります。アンケート調査が認知件数の把握の一番のポイントとなっています。年間複数回となっていますが、学校によっては毎月行っているところもあります。また、いじめという言葉は使わず、嫌な思いをしていないかを学校生活アンケートという形で、定期的に児童生徒の状況を把握するようにしている学校もあります。そういった取組を行い、この調査の第1期、第2期、第3期の報告の際に、各学校の生徒指導担当の先生方が集約したものを報告していただいています。アンケートが基本とはなっていますが、当然、アンケート以外に、直接、児童生徒本人から声が上がってきたものであったり、保護者であったり、周りの児童生徒からの声だったり、といった日頃から記録しているものを集約して報告していただいているという形になっております。

(松本委員)

フォーマットは特に決められてはいないのですか。

(事務局 磯部)

市の方でこういったものがありますというような形で参考として紹介しておりますが、各学校の実態に応じて工夫している学校が多いかと思っております。

(松本委員)

無記名ですか。

(事務局 磯部)

無記名の場合と記名の場合と、どちらもメリット・デメリットというものを考慮した上で、各学校の判断で行っています。ですので、市で統一した様式を使ってくださいということはしておらず、参考として提示したものをアレンジしていただいているということになっております。

(松本委員)

六千何件とかいう中には月1回だったら、1年間解決しなかったら12回ぐらい同じことを書いている子もいたりするのですか。複数回書いている子もいるのですか。

(事務局 磯部)

複数回書いてくる子もいると思いますが、件数のカウントの仕方は、文部科学省の調査に合わせ、同一の児童生徒が違う児童生徒から違う時期に複数回受けても1件としてカウントしております。ですから、何件のところを何人と考えていただければと思います。

(松本委員)

複数回ではなく、例えば六千何人だったということですか。

(事務局 磯部)

はい。そうなります。

(山本委員長)

他に質問やご意見はありますか。

(上田委員)

私も長いこと学校に入っていたので、学校現場でのいじめの解消というのは、私たちの考えと学校の先生の考えはすごく違うなというふうに思うことがあります。解消の内容というか、だいたい小さい子だったら2人が来て握手して仲直りねというようなことを解消となさっていたりすると思うのですが、実はもっと根が深くて、今わたくしは相談室をしていますが、引きこもりになっているお子さんたちもいて、間にいじめが挟んであったり、大概ご家庭の問題やテーマを抱えていてさらに何かあるということが多いなと思うので、解消が何%と言われてしまうとすごく違和感があります。だからその内容がどんなふうに解消してきたのか、解消しても大人が見ない陰で子供たちはやったりするので、その辺も気をつけながら見ていきたいなと思ったりしています。単なる感想です。

(山本委員長)

小学生と中学生での解消の中身というのは違っていたりとかするのでしょうか。

(上田委員)

テーマにもよりますけれど、いじめた方といじめられた方がどれぐらい自分の気持ちを言えて、了解や折り合いをつけられるかということが私は大事だと思うので、そこに大人が公平な立場で、どれぐらい介入できるのかなというところが先生方の腕の見せどころだとは思いますが、いろんなシーンに出会ったなと思っています。ちっちゃい子たちはもちろん表面的には謝ってくれたからもういいわっていう子もいます。でも後になって考えてくると、あれはちょっと自分としてはずいぶん傷ついているかもしれないと思う子もいたりします。中学生はまさに本当にPTSDになっていたりするので、それを学校も家庭も、そのフォローできなかったなっていう子供たちがやっぱり成人になって社会に出られていないっていう状況もずいぶん生まれているなと思っているので、慎重に考えたいなと思ったりします

(山本委員長)

私は特にいじめた子に関して、どういうふうに解消したらいいのだろうというところがいつもわからなくて、個別の事案であれこういう件数であれ、解消についてもちょっと内容がわかれば、先生からこういうふうなところまでとか、こういうサインのところまでみたいな形のご意見を聞かせていただければと思います。

(上田委員)

でも、この統計の良いところは、いじめた側の人のごとも、どうしたかということが入れようとされているので、それはすごく良いことだなと思いました。いつもだいたいじめられた人がメインになっていくけれど、実はいじめた側の方の心の問題も大きいなと思いますので、認知していただいているだけでもずいぶん違うなと思います。ありがとうございます。

(山本委員長)

船橋市の資料はいじめられた側の方をきちんと押さえていただけるという点でとてもいいものだと思いをいただきました。ただ、解消の考え方についてはなかなか悩ましいところですので、またいろいろな先生のお知恵をお借りして、さらに市の方で材料にさせていただけるようになればと思います。他にご意見ありますか。夏休みや冬休みは調査期間には入っていないのですか。

(事務局 磯部)

調査期間として、2期は7月21日からとなり夏休みも含んでおります。第2期の調査依頼を出す際には、夏休み期間中のことも含んで報告するように改めて周知します。

(山本委員長)

生徒指導とか夏休みの方がかえってご苦労が多いと思われましたので、ちょっと気になりまして質問しました。

(松田委員)

いじめの認知件数のご説明のところ、令和2年度は状況が違うという話がありましたけど、これはどう分析していらっしゃるのでしょうか。全国的な傾向なのかもしれませんが、コロナ対策により人と会う、一緒に活動する機会が少なかったのでいじめが減った、ということであれば、人と話をしない、一緒に活動しないということを徹底すればいじめはなくなるということになる。こんなふうを考えてよいのか、どのように分析したらいいのか迷うところだと思いました。

(事務局 磯部)

今ご指摘していただいたところですが、市としても当然市内の認知件数について分析しております。昨年度、学校現場の先生方とお話をしていますが、コロナということで、密を避ける指導を行う中で、子供同士の関わりが減った分、件数としても減少したのではないかという一面もあります。だからといって、一概にそれが原因というのではないと思っておりますので、そのところも、改めて丁寧に分析をする必要もあると思います。また、今後、文部科学省の問題行動調査の結果が出ますので、そちらも踏まえ、必要に応じて学校に状況等も聞きながら分析したいと思っております。

(山本委員長)

コロナ禍での状況について、また、専門的な意見がそういう色々なところから出てくる中で検討するという事ですかね。難しいですね。今は学校を開くこと自体大変ですよ。

では、資料に関しては、以上でよろしいでしょうか。

続いて、議題の3番の協議事項について、事務局からご説明いただくことでよろしいでしょうか。お願いします。

議題（3）審議・協議事項について

非公開審議のため、会議録は公表しません。

閉会

（山本委員長）

以上で、本日の議事は終了となりますので、進行を事務局にお返しします。

（事務局 内野）

ありがとうございました。皆様には長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議事内容につきましては、事務局で議事録を作成いたしまして、皆様にお送りさせていただきます。次回、第2回の定例会につきましては、あらためて日程調整を行わせていただきますが、2月を予定しております。最後になりますが、会議資料の保管につきましては、今回配付しました紙ファイルを継続して使用していただきたいと考えております。第2回以降の会議資料については、紙資料のみ準備いたしますので、追加して綴じていただけますようご協力お願いいたします。本日の会議は以上を持ちまして終了となります。本日はありがとうございました。

9 資料・特記事項

【傍聴者配布用資料】 別添資料①～⑤のとおり

- ①船橋市いじめ問題調査委員会委員名簿
- ②船橋市いじめ問題対策連絡協議会及び船橋市いじめ問題調査委員会条例
- ③船橋市いじめ問題調査委員会運営要綱
- ④船橋市におけるいじめ問題の状況
- ⑤船橋市における「いじめ問題の現状と取組状況等に関する調査」（令和3年度第1期）

10 問い合わせ先

教育委員会指導課

電話 047-436-2862